

公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 4月 4日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契 約 課)

記

品名	令和7年度 災害対応特殊消防ポンプ自動車		
納品場所	東消防署		
納入期限	令和8年3月13日		
物品概要及び条件	更新整備によるもの		
予 定 価 格	¥62,100,000 (税込)	最低制限価格	無
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②のすべてを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②消防ポンプ自動車納入実績（過去5年以内）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年4月10日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 実績調書			
入札予定	予定日 令和7年5月9日(金) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件は、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決を条件として、可決後に改めて本契約を締結する。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・仕様書の内容等に関する質疑については、令和7年4月4日（金）から令和7年4月23日（水）午後5時まで宇治市総務・市民協働部契約課で受け付けます。質疑は文書によるものとし、持参、郵送又はFAXにより提出してください。（FAX番号0774-20-8778）FAXにより提出する場合は、あわせて電話（電話番号0774-20-8716）で到着確認をしてください。質疑に対する回答は、令和7年4月25日（金）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧できます。翌日には宇治市契約ホームページにて掲載します。
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

令和7年度

災害対応特殊消防ポンプ自動車

仕 様 書

宇治市消防本部

第1 総則

- 1 この仕様書は、宇治市消防本部（以下「当本部」という。）が、令和7年度に購入する小型水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）（以下「車両」という。）1台の仕様書について定める。
- 2 車両の製作は、この仕様書および製作承認図等（契約後受注者にて製作すること。）に従うこと。
- 3 車両は、本仕様書に定めるほか、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満たし、品質確保、環境配慮の観点から、ISO9001、ISO14001認証取得による品質管理システムによって製造が行われているとともに、次の関係ある法令、通達及び規格等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
 - （1）動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）
 - （2）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
 - （3）道路運送車両の保安基準（昭和26年運送省令第67号）
 - （4）道路交通法等その他関係する法令等
- 4 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不審な点については、担当員に質問し十分に熟知した上で契約すること。
- 5 受注者は、契約後仕様書詳細について担当員と打合せを行い、製作承認図等を提出し、承認を得て製作に着手すること。
- 6 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、担当員に連絡の上、承認または指示を受けること。
- 7 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、担当員と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。
- 8 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- 9 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- 10 登録番号は、希望ナンバーとし、番号については別途協議すること。
- 11 検査
 - （1）留意事項
 - ア 受注者は、当本部に提出した承認図書（製作工程表）に基づき車両を制作し、次の検査を受けること。なお、検査依頼書は、実施予定日の15日前までに担当員に連絡（書面提出）し日程調整すること。
 - イ 各検査の結果（確認事項・指示事項等）は、受注者と担当員が確認のうえ書面（受注者作成）を取り交わすものとする。なお、不備及び改善すべきところがある場合

は、直ちに修復等の必要な措置を講じて、再検査を受けなければならない。

ウ 納入にいたるまでの各検査、故障及び修理等に要する全ての諸費用は、受注者の負担とする。

(2) 艤装中間検査（適当と判断する時期に受注者製作工場にて実施。）

車両の外部塗装後で装備及び付属品が取り付けられた段階で検査を実施する。

ア 主要構造部の組立状況、材質及び寸法等

イ 艤装部分の位置、構造及び寸法等

ウ 取り付け品の位置、構造及び寸法等

エ その他

(3) 完成検査（納車時に当本部にて実施。）

車両の艤装がすべて完成した段階で検査を実施する。

ア 車両全体の艤装状況（位置、構造、寸法等）

イ 取り付け品及び付属品等の状況（数量、位置、構造、寸法、機能等）

ウ 中間検査時の指示事項等の確認

エ その他

(4) 納入検査

当本部に車両を納車した段階で検査を実施する。

ア 車両全般（取付品及び付属品含む）

イ 車両標示文字の確認

ウ 資機材の積載状況（数量、位置、性能等）

エ 完成検査時の指示事項等の確認

オ その他

(5) 特別検査

上記の検査以外に発注者、受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施することができる。ただし、実施する場合は事前に相互連絡を取り合うものとする。

12 納期及び納入場所は、次のとおりとする。

完成車は、京都陸運支局にて新規検査及び新規登録を納入日の2日前までに受け、各部の点検、調整及び清掃等を十分に行った上で納車すること。また、本市を管轄する警察署に「緊急自動車届出書」を提出し、承認を得ること。

(1) 納期：令和8年3月13日

(2) 納入場所：新規検査および新規登録を受け、宇治市消防本部に納入すること。

(3) 登録諸費用：登録に関する一切の経費（リサイクル料等）については受注者が負担する。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料の諸経費は受注者が一時立て替え払いとするものとし、これら諸経費の請求先は「宇治市 秘書広報課」宛てと

する。

(4) 車両以外の資機材及び艀装品等について、届出や申請手続きが必要なものについては、受注者が全て負担し、納入日には、有資格者等による使用が可能な状態にしておくこと。

(5) その他資機材等で、更新・廃棄の手続きに係る費用は、受注者が負担すること。

(6) 納入時、燃料は満量とすること。

13 車検にあつては、本車両の規定重量を超過しないこととし、資機材品の積載状況がわかる検査前、検査後の写真を当本部に提出すること。なお、総重量、前軸荷重、後軸荷重、タイヤ荷重、転覆荷重等についても当該車両の規定重量を超過しないこととする。これらの規定重量等に疑義が生じた場合は、受注者が責任を持ってこれを改修し、再検査等に発生する経費にあつても全て負担すること。

14 取扱講習（技術指導）

(1) 受注者は、納入後に専門員を派遣し、車両及び資機材等の取扱説明を2日間以上行うこと。（実施日時及び実施場所については、別途協議）

(2) 説明者は、車両及び資機材等の取扱に精通した専門員とし、資料が必要な場合は、必要部数準備すること。なお、専門員派遣に要する全ての費用は、受注者の負担とすること。

15 保証

(1) 保証期間は、納入検査合格の日から1年間（ただし、各部品メーカーの公表する保証期間と異なる場合は、期間が長い方とする。）とする。

(2) 保証期間以後でも設計、製作及び材料不良に起因する故障等が発生した場合は、当本部が車両を使用する期間中、無償で修理、改修及び交換等の必要な措置を講じること。

16 支払いは、車両の納入、検収の後、受注者の請求に基づくこと。

第2 提出書類

1 承認図書

受注者は、契約後、本仕様書の詳細について担当員と詳細な打ち合わせを行い、打ち合わせ後に次の承認書類をA4ファイルに整理製本し3部提出すること。

- (1) 製作工程表
- (2) 製作承認図（外観5面図、ボックス内艀装図、キャブ内艀装図）
- (3) 製作工場ISO登録証の写し（契約時に提出）
- (4) 消防ポンプ図
- (5) 消防ポンプ架装図及び関係配管図

- (6) 電気配管図
- (7) 工程図
- (8) 装備品等（車両装備品・車両取付品・資機材等）一覧
名称（品名等）及び型式
- (9) その他当本部が必要とする書類

2 完成図書

受注者は、納入時に次の書類をA4ファイルに整理製本し3部提出すること。

- (1) 電気配線図
- (2) ポンプ取扱説明書
- (3) パーツリスト
- (4) 各種取扱説明書（車両及び車両装備品並びにポンプ等）
- (5) ポンプ性能試験成績表
- (6) 受託試験合格プレート写し
- (7) 改造自動車等届出書及び添付書類一式
 - ア 艀装重量、車両重量及び車両総重量の加重分布計算書
 - イ 最大安定傾斜角度計算書
- (8) 自動車車検証（写）
- (9) 自動車損害賠償責任保険証明書（写）
- (10) 各種保証書
- (11) その他当本部が必要とする書類

第3 シャシ仕様

本車両に使用するシャシは、ダブルキャブオーバー型低床四輪駆動方式消防専用シャシとし、あらゆる災害に際し迅速、適正に活動することを目的として作成するもので、各部構造、装置は堅牢かつ軽量で耐久性にとみ消防活動の酷使に十分耐えられるものでなければならない。

また、諸元については下記に示すとおりとし、自動車メーカーが公表した標準装備がされていること。

1 シャシ仕様諸元

- (1) 3 t級消防専用ダブルキャブオーバー型
- (2) 駆動方式：四輪駆動方式（低床）
- (3) トランスミッション：マニュアルトランスミッション
- (4) エンジン型式：新長期排ガス規制対応ディーゼルエンジン
- (5) エンジン排気量：4000cc以上

- (6) ホイールベース：2, 900mm以下
- (7) 乗車人員：5名（前部2名、後部3名）以上

2 シャシ装備品

- (1) ステアリング：パワーステアリング
- (2) PTO：水ポンプ用PTO
- (3) バッテリー：130E41R型以上
- (4)オルタネータ：24V－80A以上
- (5) 走行装置：4輪駆動方式、パワーステアリング式
- (6) 安全装置：ABS装置及びエアバック（運転席）
- (7) チルト装置：電動油圧式（固定装置付、エンジンルーム内照明灯付）
- (8) ヘッドライト：LED式
- (9) フォグランプ：バンパー内蔵型（LED）
- (10) 坂道発進補助動力装置
- (11) フロントグリル（朱色塗装とする）
- (12) サイドミラー：視界拡大ミラー（助手席側電動格納式、ミラー及びステーをメッキ塗装とする）
- (13) アンダーミラー：助手席側サイドミラー設置タイプ（ミラー及びステーをメッキ塗装とする）
- (14) サンバイザー：前席左右
- (15) メインスイッチ：バッテリーメインスイッチ（シャシ純正）
- (16) パワーウィンド
- (17) ドア：集中ドアロック
- (18) シートベルト：全席
- (19) バッテリー引出装置：純正品（容易に引出が可能であること）
- (20) オイルパンヒーター：バッテリー充電器用コード兼用（丸型・マグネット式）
- (21) エアコン：純正品
- (22) オーディオ：AM／FMラジオ
- (23) 時計：標準品
- (24) 後退警報ブザー：音声アラーム式
- (25) タイヤサイズ：205／85R16 ラジアルタイヤ（アルミホイール付）
- (26) サイドバイザー：キャブ各ドア上部（ステンレス製）
- (27) 泥除けマット：全輪
- (28) ドライブレコーダー：一式（ドライブレコーダーは最新のものとし、衝撃や加速度を検知して自動的に記録すること。また、SDカード等の記録

媒体の容量は最大容量のものとする。)

(29) バックアイカメラ、バックアイモニター：1式（バックミラータイプモニター連動・手動切替え可。）

(30) TV付カーナビゲーション

ア ナビゲーション機能は地図情報、車両に位置、進行方向、方位及び渋滞情報を機関員に正確に提供できるものとし、SDD方式とすること。

イ 地図情報は、全国地図及び各都市の詳細な市街地図とし、最新版とすること。

ウ カラーモニターは次のとおりとする。

(ア) カーナビゲーションシステムのモニターと兼用すること。

(イ) カラーモニターの画面サイズは、7インチ以上とし、ビルトイン又はインダッシュタイプとすること。

(ウ) TFTカラー液晶モニターとすること。

(エ) 昼夜の照度調節が自動であると共に、手動により切り替え（設定）ができるものとする。

(オ) 緊急的な情報を機関員以外の隊員もしくは隊員が収集できるよう、走行時にもテレビ（地デジ）が映るように施行すること。

エ 走行用のシフトレバーがRレンジに入った場合でも、車体後部の映像に切り替わることがないように施行すること。

オ 参考商品 パナソニック社製ストラーダ（CN-HA02D）と同等又はそれ以上のものとする

(31) エンジン回転計

(32) エンジン油温計

(33) 拡声器取付け枠：天井部1個

(34) ナンバープレート枠（前後 ステンレスタイプ）

3 シヤシ付属品

(1) スペアタイヤ：アルミホイール付き1本

(2) スタッドレスタイヤ：アルミホイール付7本（スペアタイヤ1本含む）

(3) フロアマット：前後席1式（ゴム製）

(4) オイルジャッキ：1式

(5) 車両用車輪止め（ゴム製/ 黒色/ 中型サイズ）：4個

(6) 標準工具：1式

(7) 非常信号灯：1式

(8) タイヤチェーン：シングル用1式

(9) スペアキー：2個（キーレスキー付、合計3個）

(10) 停止表示板、発煙筒：1式

第4 車体構造及び艤装

車体部（鋼板製）は、走行による振動等に十分に耐える構造とし、可能な限り大容量な機材庫を設けること。また、車両両側に機材庫の開口部を設け、機材庫の扉はシャッター構造とすること。

1 車両の完成寸法は、次のとおりとする。

(1) 全長 : 6, 000 mm以下

(2) 全幅 : 2, 000 mm以下

(3) 全高 : 3, 100 mm以下

2 堅牢で耐久性に優れ、長期の使用に十分耐えられる構造とすること。艤装材料の厚さは次によるものとし、フロアステップ、バンパー上部、リヤフェンダー上部及びその他必要とする部分はしめ鋼板であること。

(1) 側板 1. 6 mm以上

(2) サイドエプロン 1. 2 mm以上

(3) フェンダー 1. 0 mm以上

(4) ホース延長用資機材昇降用レール 4. 5 mm以上

3 艤装は努めてアルミ板及びステンレス鋼を使用し、総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。

4 車体の重要な点検箇所および主要な部分の点検整備に関して、必要箇所には点検口または点検扉を設けること。

5 全般にわたり防蝕、防水性及び耐水性を十分考慮し製作すること。

6 シヤシフレームに艤装上の構造物及び枠組み取り付け台等を取り付ける場合は、原則として弛緩しない方法により、以降腐食が発生しないようボルト締めにて施行すること。

7 車体に設けるステップ、ブランケット、手摺り棒等の取り付け部分は、補強試験後に取り付けること。

8 車体側板は一般構造用圧延鋼材（S S）を使用し、周囲を外側に折り曲げ加工し、各ステップはアルミ縞板にて端部周辺を折り曲げ加工した構造とすること。また、ボルト及びビス類等の突起物についても、短くする等の安全加工を施すこと。

9 各扉の蝶版、キャッチロック、ロック装置、ボルト、ナット類等は、原則としてステンレス製とすること。

10 車体は側面左右各2枚シャッターとすること。なお、シャッターは開閉容易なバーシャッターとすること。

11 左右のシャッター下部は展開式とする。内側をアルミ縞板とし、高さを合わせステッ

プとして使用できること。

12 資機材収納ボックス

- (1) 積載枠は、積載品等の変更に伴う改造が容易に行えるものとする。
- (2) ポンプ室上には左右貫通式の収納ボックスを設けること。また、可動式棚を設け、上下段とも資機材落下防止措置を施すこと。
- (3) 水槽左右には資機材取付スペースを設けること。必要に応じてフックを設けること。
- (4) 左・右後部シャッター内は吸水管取り出し部以外のスペースに指示する資機材を取り付けること。
- (5) 後部には、ホースカーを取り付け、上部に消火器1本（粉末消火器10型）及び予備ポンベ4本の取り付け装置を設けること。また、両側には指示する資機材を取り付けること。
- (6) 左後輪前部に資機材ボックスを設けること。
- (7) シャッター内の指示する箇所に資機材や小物収納用アルミケースを設けること。
- (8) 天井部
 - ア 車体天井に大型アルミ縞板製資機材ボックスを1つ設けること。また、収納ボックスは可能な限り大容量なものとする。（形状及び寸法等については、別途協議）
 - イ 収納ボックスの上部に開閉扉（ロック装置付取手／ダンパー付）を設けること。なお、扉部分にあつては周囲から雨水等が侵入しないよう防水措置を講じること。
 - ウ 収納ボックスの上面（開閉扉）は足場台として使用できるように十分な補強を施すこと。
 - エ 収納ボックス内を有効に照射できる照明灯（LED／保護枠付）を必要個数取り付けること。（自動点灯とし取り付け位置については別途協議）
 - オ 収納ボックス内には緩衝材（樹脂製スノコ板）を敷くこと。
 - カ 両側面にアオリ部を設置すること。（詳細は、別途協議）

13 積載品等の収納方法

積載品等の収納については、走行時の振動等による移動または落下等により、各資機材の機能が損なわれない構造とすること。また、隊員が資機材等を安全・確実に取り出せる構造とすること。

- (1) 積載品

積載品等の配置及び収納方法については、当本部担当員と十分に協議した上で決定すること。
- (2) 収納方法
 - ア 積載品等は、可能な限り同一用途ごとにまとめて収納すること。
 - イ 重量物は、可能な限り機材庫下部等に収納すること。

ウ 積載品等の固定は、各積載品に応じた固定装置、またはベルト等を使用し、容易に脱着できる構造とすること。

エ 当本部が指定する積載品（付属品含む）等は、収納箱を用いて収納すること。また、収納箱は振動等により資機材等が破損しない構造とすること。

オ 空気呼吸器の予備ボンベは、機材庫内に飛び出し防止装置付の収納棚（形状及び寸法等については、別途協議）を設けて収納すること。

カ 機材庫、各収納ボックスに収納する積載品等を保護するため、必要に応じてクッションゴムまたはスノコ板等を設けること。また、必要に応じて水抜け穴（排水パイプ）等を設けること。

14 ステップ及び昇降梯子

（１）車体後面右側には車体乗降用折畳み式梯子を設けること。（別途協議）

（２）左右リヤフェンダーパネルは展開式とし、内側をアルミ縞板とし、ステップとして使用できること。

15 車体詳細艤装

（１）車体上部左右側面には、作業灯及び赤色点滅灯を取付ける為のアオリを設けること。

（２）シャッターには引き下ろしベルトを取付けること。

（３）車体上部後方には一段手摺を設けること。

（４）車体天井部は、アルミ縞板張りとすること。

（５）ポンプ室は密閉式とし、点検手入れが容易に行える構造とすること。

（６）車体天井左側に三連はしご及び二つ折り梯子の収納装置を設けること。梯子取り出し方法は収納装置を後部に回転展開し、地上から容易に梯子本体を取り出しやすい構造とすること。梯子収納状態ではキャブチルト出来ないようにインターロックを設けること。

（７）燃料タンクは、シャシ固有の位置に取り付けること。なお、燃料給油口は、給油に際し容易な位置に設けること。

（８）各ボックス内の取り付け装置が無い部分には、スノコ板を敷くこと。

（９）塗装にキズが付く恐れがある部分には、アルミ板を取り付けること。

（１０）車体後部は可能なかぎりディパーチャーアングルを設けること。

（１１）牽引フックを車両前後部に設けること。

（１２）車体後部左右のホイールハウス内に支点用のステンレス製フックを設けること。

第5 電装品

1 取り付け上の留意事項1

（１）各電装品関係の電気配線及び無線電話装置関係等の配線は、キャビンの内張り内を

通すこと。また、内張りには点検口を設け、容易に点検ができる構造とすること。

- (2) 各電装品関係の電気配線及び無線電話装置関係等の配線がキャビン本体を貫通する場合は、雨水等の漏洩を防止する構造とすること。
- (3) 電気系統の配線は、十分な電流容量を有するもので、かつ耐候性にすぐれたものであること。また、熱を受ける可能性のある部分は、耐熱ケーブルを使用し、耐熱処理を施すこと。
- (4) 各電装品関係のスイッチ等は、運転席と助手席の間の上部の集中操作ボックスに設けること。また、必要に応じて車外のスイッチパネルにも設けること。
- (5) 電装品の取り付け及び配線工事は、それぞれの電装品の容量に見合った配線及びヒューズを使用すること。また、ヒューズボックスは艀装用として独立したもので、ボデ
ィの配線貫通部を保護すること。なお、ヒューズを系統別に区分して1箇所にもとめ表示をつけること。
- (6) 取り付け位置については、別途協議し指示する。
- (7) ライト及びランプ類は、可能な限りLEDとすること。(詳細については、別途協議)

2 取り付け上の留意事項2

(1) 赤色警告灯

ア キャブ上にハイルーフ一体型LED式赤色警光灯1式を取付けること。

イ キャブ前部に赤色点滅灯を2個取り付けること。

参考商品 ウイレン製 M4FC24

ウ 赤色警光灯および赤色点滅灯は電子サイレンアンプのスイッチにて一括してオン、オフできること。

(2) サイレン

ア 電子サイレンスピーカーをハイルーフ部に内蔵して取付け、キャブ内に設けた、電子サイレンアンプにて作動すること。

イ 電動サイレンをハイルーフ部に内蔵して取付け、キャブ内に設けたスイッチにて作動すること。

ウ 電子サイレン用アンプはキャブ内の指示する場所に取り付けること。

参考商品 大阪サイレン製 TSK-D152 (マイク延長コード付)

(3) キャブ内

ア LED灯をキャブ内天井に設けること。

イ AC100V電源を2口キャブ内に設け、2口合計の電力は700W以上を確保すること。

ウ バッテリー管理器 七宝電機工業製SA12-PW-Xを取り付けること。

エ 助手席側ピラー部にフレキシブル型LED式マップランプを1個取り付けること。

オ ボックス開放確認ランプ、ホースカー未収納確認ランプ、梯子昇降装置未収納確認ランプを指示する場所に設けること。

(4) ゲージランプ及び各種表示ランプ

ア 各シャッターボックス内を有効に照射する、シャッターレール埋込型LED照明を各シャッターレールに取り付けること。尚、シャッターレール埋込型LED照明の照射が届かない、収納ボックスには有効に照射できるLED式照明灯を必要数設けること。なお、シャッターレール埋込型LED照明以外のLED式照明灯レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。

イ LED式エンジン室内灯、LED式ポンプ室内灯を設け、スイッチはゲージランプ連動とする。

ウ 標識灯をハイルーフ部両側面に埋め込んで、取り付けること。スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。

エ 車体後部左右にLED式車幅灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。

オ 後輪前方付近左右にLED式路肩灯を各1個取り付け、スイッチは、シャシスモール灯と連動すること。また、レンズ部は割れ難いポリカーボネイト製とすること。

(5) 照明装置及び作業灯

ア 伸縮柱付照明灯を、車体左右側前方に計2個取り付け、スイッチを付近に設けること。

参考商品 佐藤工業所 SP-Q14 Compact (保護枠及びポール付き)

イ 車体後部にLED式作業灯を2個取り付け、作業灯スイッチは付近に設けること。

参考商品 ウイレン製 M9V2CR24

ウ 左右車体側面上部にLED式赤色点滅灯作業灯一体型を各2個以上取り付け、作業灯スイッチは付近に設けること。

参考商品 ウイレン製 M6V2CR24

エ ハイルーフ部側面にLED式作業灯を各1個取り付け、スイッチは側面作業灯と連動とすること。

参考商品 モリタ製 MYSW-L600H-W

第6 キャブの構造

1 キャブ外装

(1) キャブは、シャシ固有の4ドアダブルキャブとする

(2) キャブの天井は、ハイルーフ仕様とする。

(3) ハイルーフ部にLED式赤色警光灯、標識灯、スピーカー2個、モーターサイレン

6 S A型1個をFRP内に埋め込み、一体型にて形成すること。また、赤色回転灯を別体で設ける方式は不可とする。

(4) キャブチルト装置（キャブ固定装置：支持棒付）を設けること。また、エンジン周辺を有効に照射できるエンジン照明灯（LED）を取り付けること。

(5) サイドステップは、キャブ後部ドア下部まで延長し、エプロンを取り付けること。
ただし、バッテリー引出し部については、容易に脱着可能とすること。

(6) 空気呼吸器を取り付けるため、キャブバックを張り出すこと。

(7) 消防章マークを車両前面中央丸型台座付（メーカーエンブレム部）にて取り付けること。

(8) キャブ乗り込み部にはアルミプロテクターを取り付けること。

(9) 握棒等

ア キャビン両側に昇降用の手摺棒（4箇所）を取り付けること。

イ フロントガラス上部に乗降用（整備用）握り棒を取り付けること。

ウ その他、必要な箇所に握棒または手摺を取り付けること。

(10) サイドミラー

視界拡大ミラーを取り付けること。（助手席側はアンダーミラー付属タイプとする。）

(11) サイドバイザー

全席ドアの上部にサイドバイザーを取り付けること。

(12) 泥除マット

車両の全輪に泥除けマットを取り付けること。

(13) 接続コネクター等

オイルパンヒーター用、ずぼら充電用、ホースカー充電用コンセント（キャップ付・マグネット式コンセント）をキャビン右側のステップ（運転席側）付近に取り付けること。

(14) 旗立て用パイプ

キャビン左後部上方へ昇降用手摺棒兼用のステンレス製旗立パイプを取り付けること。（取り付け位置については、別途協議）

(15) バンパーは約10cm程度張り出し、上面にはアルミ縞板を取付けること。

2 キャブ内装

(1) 計器類は、油温計をパネルに取り付けること。（取り付け位置については、別途協議）

(2) 座席は、全席にシートベルトを取り付けること。

(3) 前席と後部席の間にステンレス製の手摺を設けること。

(4) 後部座席後部背もたれはカットし、空気呼吸器取付装置（ボンベの種類等にも対応できるよう幅広マジックベルト式とし、容易に脱着できる構造とする。）を3個設け、面

体フックを3個取り付けること。(取り付け位置及びベルトの長さについては、別途協議)

空気呼吸器取付装置下部には傷つき防止のステンレス板を取り付けること。また、助手席は空気呼吸器埋め込みシート(飛鳥車体 レスキューシート)とすること。

- (5) 物掛用S字フックをキャブ内中央手摺に6個設けること。
- (6) 各座席は汚損防止のため、超防汚シートカバー(色別途指示)を取り付けること。
- (7) キャブ内天井はパネル形成とすること。

3 キャブ内収納箱等

(1) 天井部

ア 携帯拡声器 1 個の収納枠を取り付け、ベルト等で容易に脱着できる構造とすること。(寸法及び取り付け位置については、別途協議)

イ キャブ各座席の天井部にはルーフネットを取り付けること。(取り付け位置については、別途協議)

(2) 前部

キャブ内前席中央部にコンソールボックスを設けること。また、運転席と助手席の間の足元にボックスを取り付けること。(大きさ、取り付け位置については、別途協議)

(3) 中間部

握棒付近に現況図入れボックス、書類入れボックスを取り付けること。(寸法及び取り付け位置については、別途協議)

(4) 後部

ア ハイルーフ仕様にするにより、キャブ内部の後席上部を通常室内高より、約200mm程度高くし、後部座席前上部に収納棚を設けること。また、後部座席天井に収納ネットを2ヶ所設けること。(寸法及び取り付け位置については、別途協議)

イ 後席座席下に収納ボックスを設けること。(シートライザー横扉付)

第7 ホースカー及び昇降装置

ホースカーは車体後部シャッター内に次の通り積載すること。

- 1 ホースカー形状：電動式ホースカーもしくは電動アシスト式ホースカーとすること。

参考商品 E-carry01 (モリタ製)

- 2 昇降方法：電動油圧昇降装置

- 3 電動油圧昇降装置に支障があった場合には、ホースカーを昇降できる手動装置を付けること。

- 4 ホースカーはブレーキ付とする。

- 5 ホースカーは、65mm×20m ホースが10本程度積載可能なものであること。

- 6 ホースカー本体に防水シート、作業灯、上部に資機材が収納できる棚を取り付け、ホース延長に支障とならないような措置を講ずること。なお、資機材収納棚にあつては、固定できるベルト等を設け、落下防止措置を講ずること。（収納棚のサイズ等にあつては別途協議）
- 7 タイヤについては、ノーパンクタイヤとすること。
- 8 ホースカー内部にボックスを取り付けること。（寸法については別途協議）
- 9 ホースカー本体に、分岐管、管鎗、媒介金具取り付け金具等を設けること。（取り付け位置については、別途協議）
- 10 ホースカー動力昇降装置は、ホースカーの展開に十分に耐える昇降能力を有するものとし、加納式電動ホースカーが確実に固定できる装置を設けること。なお、動力昇降装置のロックは確実なものとし、手動ロック装置を設けること。
夜間操作時に必要な作業灯（LED）及びスイッチを設けること。また、過充電防止装置を設けること。
- 11 ホースカーは自立させた場合に水平に保つ加納式のスタンドを設けること。
- 12 ホースカー積載用動力昇降装置の使用及び収納状況をキャブ内の10連操作スイッチで確認できるようにすること。また、ホースカー積載用動力昇降装置が使用の状態での走行を防止するため、サイドブレーキ解除時に警告音が鳴動する構造とすること。
- 13 収納した状態で容易に充電できる装置を設け、取り外した際、昇降時に支障とならないような措置を講ずること。（別途協議）
- 14 ホースカー前後両面には、黄色の反射テープを貼り付け、夜間危害防止措置を講ずること。
- 15 ホースカーには、当本部が指定した文字を明記すること。なお、記入文字及び位置等については、事前に当本部と協議すること。

第8 ポンプ装置

水ポンプ及び真空ポンプは動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省第24号）の規定に適合するとともに、次に掲げる内容を満足するものであること。

1 消防ポンプ動力取り出し伝達装置

- （1）PTOから消防ポンプ動力を取り出し、専用プロペラシャフトにより消防ポンプへ動力を伝達する方式とし、操作は運転席に設けられたワンタッチスイッチ及び左右のポンプ室に設けられたポンプ操作装置上の押しボタンにより行うものとする。
- （2）消防ポンプ動力取り出し伝達装置の取り付けにあつては、エンジンの振動による支障を生じない方法とし、車両走行用プロペラシャフト等の機器類と干渉しない方法とすること。

2 水ポンプ（日本消防検定協会による受託評価の品質評価合格品）

- (1) ポンプ性能はA-2級以上とすること。
- (2) 規格放水性能は、放水静圧力0.85MPaにおいて放水量2,000L/分以上の能力を有すること。
- (3) 高圧放水性能は、放水静圧力1.40MPaにおいて放水量1,400L/分以上の能力を有すること。
- (4) 水ポンプは、CATS 装置のスペースを確保できるよう小型化するため、コンパクトなインデューサー付1段ボリュートポンプもしくは高圧2段バランスタービンポンプとする。
- (5) ポンプケースの材質は軽量化の観点から、アルミ製とする。ただし、強度確保の観点から、インペラーは青銅鋳物製とする。
- (6) 高回転型ポンプとするため、ポンプ増速ギヤケースを設けること。

3 軸受け部

ポンプグランド部分には、メカニカルシールを取り付け、軸先端部においてもグリスを必要としない構造とし、両軸受け部とも、メンテナンスフリーとすること。

4 ポンプ不凍装置

ポンプ不凍装置を設け、ポンプ不凍液注入装置を取り付けること。

5 給水装置

吸水口ボールコック部に、細管による確認窓付バイパス回路を取り付け、その途中にバルブを入れること。

6 冷却水装置

- (1) PTOギヤケース、補助クーラーへの配管は、一系統にまとめ、1個のコックで調整できること。
- (2) 予備回路を設け、主及び予備それぞれにストレーナーを備えるものとする。
- (3) 冷却水は切替コックにより、外部放出及びタンク還流ができる構造とする。

7 真空形成装置（真空ポンプ）

- (1) 真空ポンプはスペースの有効利用及び冬季凍結による不具合防止の観点から、コンプレッサーの圧縮空気を利用し、自然原理により、真空形成するものとする。
- (2) 真空性能は、注油装置を必要としないオイルレス構造とし、規定の吸水管（75mm×10m）を使用し試験をおこなったとき、次の条件を満たす性能を有すること。
 - ア 真空度が大気圧の84%に達する時間が30秒以内とする。
 - イ 漏気は30秒間に10mmHg以下とする。
 - ウ 真空ポンプに水及び泥などが侵入しない構造とする。

(3) 真空ポンプ駆動装置

電磁式クラッチにより作動する方式（予備回路付）とし、完全揚水と同時に自動的に停止するものとする。なお、電気回路故障時に対応するため非常装置を付加すること。

（４）作動装置

ポンプ室両側板に、ポンプ加速アクセル装置を設けること。

８ 吸水口

- （１）吸水口はポンプ室後部より車両に直行して取り付けを行い、呼称 75×10 mmの吸管を常時接続すること。吸水口と吸管は 75 mmのエルボにて接続し、ストレーナーを取り付けること。コックの開閉は左右いずれからでも操作可能とし、吸水管についても手動吸管双方向巻き取り装置を介して、車両の左右どちらからでも引き出し吸水が可能な艀装を施すこと。なお、呼称 75×10 mmの分割吸管を付属品として納めること。（手動吸管双方向巻き取り装置の固定方法は別途協議）

同型吸管を使用した二線吸水を可能とするための吸水口を別に設けること。二線吸水用の吸水口は呼称 75 mmボールコック（テフロン張りパッキン使用）とし、通常時は鎖付キャップで蓋をすること。また、吸水口付近に吸水確認用のグラスカップ付エゼクター装置を設けること。

吸管に取り付ける消火栓媒介（YONE製 AS-75）にあつては、ストレーナーを取り付けること。

- （２）ドレンを設けること。

- （３）レバー位置には「閉（開）←吸水口→開（閉）」の名板を取り付けること。

- （４）吸管付属品としてストレーナー、藤籠、差込み媒介、ガイドロープが一体となったものを１個取り付けること。

９ 放水口

- （１）放水口は、消防呼称 65 mmボールコックとし、車両両側に各２個設けること。なお、左右前方各１個については後述のCAFS装置の吐出口と併用すること。

- （２）ポンプ室両側板にCAFS装置吐水口を 65 mm１個及び吐水口を 65 mm・ 50 mm（マルチ）１個の左右計４個を取り付けること。

- （３）ドレンを設けること。

- （４）エルボタイプ（スイベル付）とすること。

- （５）レバー位置には「閉（開）←吐水口→開（閉）」の名板を取り付けること。

１０ 中継口

- （１）中継口は、消防呼称 65 mmボールコック（テフロン張りパッキン使用）とし、車両両側に各１個設けること。なお、内部にあつてはストレーナー付きとすること。

- （２）ドレンを設けること。

- （３）レバー位置には「閉←中継口→開」の名板を取り付けること。

11 ポンプ側板

ポンプ室側板は密閉構造とし、吸・放水コック等の補修に必要な箇所は取外しができる構造とすること。

12 ポンプ室前部のキャブ側は、ポンプ室が点検整備できる構造とすること。

第9 安全機能装置付ポンプ操作装置

1 圧力計、連成計、スロットル、真空ポンプ作動及び停止スイッチ、多目的液晶ディスプレイ及びパネルスイッチが一体となったポンプ操作装置を左右に設けること。

2 多目的液晶式ディスプレイには次の表示をすること。

(1) 冷却水及び真空ポンプ作動タイムに対する警告表示

(2) 各ボールコックの開閉状況（ポンプ配管略図付）

(3) 揚水確認表示

(4) ポンプ圧力

(5) ポンプ連成圧

(6) 流量計（流量増加に伴い、表示部色が段階的に変化する）

(7) 積算流量計

(8) ポンプ回転計

(9) ポンプ使用時間計

(10) データ版取扱説明書・故障対策

(11) エラー履歴（過去10件）

3 真空ポンプ操作は、左右連動式とし、ボタン操作で揚水まで行えること。

4 圧力計及び連成計は、電子式（内部照明灯付）とし、振動等でも針振れがない構造とすること。

5 ポンプスロットルは、電子式スロットルとし、スロットルの作動状態については、左右側ポンプ操作装置に設けた多目的液晶式ディスプレイに表示すること。

6 ポンプスロットルは、誤作動を防止するため左右とも右回転でスロットルが上昇すること。なお、表示はPTOを入れた時のみ反応すること。

7 操作盤上に真空作動、停止（緊急減圧機能兼用）、PTOボタンを設け、操作性を考慮し、φ20以上の照光スイッチを使用すること。

8 非常時における真空ポンプ及びスロットル操作は、ボディ右側に設けた別回路の手動操作装置にて操作が行えること。

9 ディスプレイ内の各表示切換は、パネルスイッチ式とすること。

10 液晶画面は7.0インチTFTカラー液晶とし、昼夜に関わらず認識し易いよう自動調光機能を装備し、映り込み抑制樹脂封入式の高コントラスト比の低反射型硬質パネルと

する。寒冷地での使用も鑑み、液晶ディスプレイの使用温度範囲は、 $-30^{\circ}\text{C}\sim 60^{\circ}\text{C}$ とする。

- 11 機関員の、誤操作防止の為、PTO及び、ポンプ操作盤メインスイッチを作動させない限り、ポンプスロットルが操作できないようにすること。
- 12 各放水口の放水流量をデジタル表示し流量範囲によって表示色が変化すること。流量範囲は、筒先を一人持ちで放水できる範囲は緑色の背景、二人持ちで放水できる範囲は赤色の背景、二人持ちでも放水ができない範囲は灰色の背景に分けるものし、絵柄等にて何名か分かるようにもすること。また、積算放水量もデジタル表示できること。

13 安全装置等

- (1) ポンプスロットルは、誤操作等によるポンプ圧力の急激な変化を防止するため、スロットルを任意の位置で固定できる構造とする。ただし、スロットル固定機能使用中においてエンジン回転下降側（安全方向）には、操作が行えること。
- (2) 自動調圧設定機能を設け、ポンプ操作盤パネルスイッチで圧力設定操作ができることとし、スロットルで操作又はワンタッチ操作で自動調圧が解除できること。また、圧力設定値に対し、中継圧力が異常に低圧又は高圧になった場合の警報装置を設けること。
- (3) 真空ポンプは、破損防止のため、自動揚水時エンジン回転が一定回転以上では作動しない構造とする。また、回転が高い場合に、真空ポンプを作動させた場合は、自動的にエンジン回転を、アイドリングに低下させた後に、真空ポンプ作動の適正回転まで上昇する構造とする。
- (4) 点検を容易にする為、真空テスト機能を設け、エンジンをOFFにしなくてもPTOスイッチのOFFのみで漏気チェックが可能なこと。真空ポンプ駆動後、所定の真空度まで下がればOKと表示し、30秒経過後も規定値まで下がらなければNGと表示すること。また、真空テスト完了後、30秒間に規定値以上の漏れがなければOKと表示し、漏れがあればNGと表示すること。
- (5) 揚水待機時の想定外の落水を防止するために、揚水完了後又はポンプ作動後、1分程度落水状態が続くと警報を表示すること。
- (6) 配管内の空気溜まりの排出が必要な場合、揚水状態でも真空作動ボタンを押している間だけ真空形成が可能なこと。
- (7) 吐水ボールコックは、操作レバーを回転させることにより開閉状態が保持できる構造とする。
- (8) 不凍液注入装置を設け、ポンプ・止水弁へ不凍液を注入できること。

第10 圧縮空気泡消火装置（CAFS装置）

- 1 装置は、水ポンプ装置から送られてきた水を利用して、混合器で作られた混合液にコ

ンプレッサーを用いて圧縮空気を送り込み、配管内部で泡状にして発泡できる装置で、少量の水で効率の良い泡消火が出来るものとする。また、発砲倍率が任意設定可能な5倍～10倍の消火・火炎鎮圧用湿器式泡（ウェット泡）と発砲倍率が任意設定可能な16倍～20倍の延焼防止・残火処理用乾式泡（ドライ泡）の2種類の泡について、泡管鎗を用いることなく吐出可能なものとする。

2 圧縮空気泡消火装置は、水ポンプ装置から高い圧力を受けても1Mpaに減圧される構造とする。

3 性能

- (1) 最大水流量600L/min以上、最大空気吐出量3,200L/min以上とし、最大泡吐出量3,800L/min以上とする。
- (2) 2線同時に放射しても十分な吐出量が得られること。なお、泡の吐出状態を確認するための泡流量、泡放射時の水のみ流量、気水比表示、原液濃度、泡質、コンプレッサー油温、各種警告の表示、CAFS操作に関わる情報表示を左右のポンプ操作盤同一の多目的液晶ディスプレイ内に設け、確認が行えるようにすること。
- (3) 初期消火、残火処理等、あらゆる使用用途に適するように泡圧力は0.3Mpa～1.0Mpaまでポンプスロットルダイヤルにより無段階に調整できること。

4 操作方法

- (1) 機関員の負担軽減と、現場活動中の誤操作を防止するため、本装置の操作は左右ポンプ操作盤に一体式で設けたパネルスイッチで可能なこととし、左右ポンプ操作盤に設けた、液晶ディスプレイを揚水状態から、ワンタッチでCAFS操作モードに切り換え出来るものとする。
- (2) 湿式泡と乾式泡の切替操作は、左右ポンプ操作盤パネルスイッチにてワンタッチで行えるものとする。なお、湿乾切替及び気水比、原液濃度の変更操作は泡放射中でも可能なこととする。
- (3) 泡放射から、水放水へ容易に切替可能なよう、配管内には逆止弁を設け、吐水配管の残圧を抜くことなく、水放水操作モードに切り換えできるものとする。また、CAFS操作モードから水放水操作モードへの切り換えは、CAFS停止状態からワンタッチで可能なこととする。

5 安全機能

- (1) 泡消火原液の供給において、何らかの異常が発生した場合は隊員の安全確保のため、水のみ放射に自動的に切り替わるようにすること。
- (2) CAFS運転時における適正な回転数にスロットルを上げた後においては、スロットルを上げようとしても規定回転以上には回転が上がらないよう筒先要員安全確保のためのスロットル過回転防止装置を設けること。

6 コンプレッサー

- (1) オイル循環式のロータリースクリュー型コンプレッサーとし、コンプレッサーの潤滑油は補助冷却器により冷却する構造とする。なお、補助冷却器は圧力水の一部の水により冷却されるものとする。
- (2) コンプレッサーはメンテナンスを考慮し国産製のものとすること。
- (3) コンプレッサーの油温上昇を警告するブザー等を設けること。

7 混合装置

- (1) 圧縮空気流量を感知して、コンピュータ演算により自動的に泡原液量を調整して混合比設定する電子式比例混合式とする。混合比は左右ポンプ操作盤パネルスイッチにて変更可能なこと。なお、混合比の変更は放水中でも可能なこと。
- (2) また、原液濃度の設定は0.3%～1.0%の8段階の設定可能な構造とし、左右のポンプ操作盤パネルスイッチで設定ができること。
- (3) 泡原液（クラスA）は、検定品の環境に優しいマルチA（エース）とし、車体の適当な位置にポリ容器据え付け型の原液タンクを設置すること。

8 混合液放射

C A F Sの混合装置を利用し、クラスA混合液のみでも放射可能なこととし、本操作についても、ポンプ操作盤パネルスイッチにて操作可能なこととすること。

9 原液槽

- (1) スペースの有効利用の観点から、原液槽は20L入りポリ容器が据え付けられる構造とし、据え付けたポリ容器から原液を吸液できる構造とすること。
- (2) 消火中、原液がなくなった場合でも、外部から吸液できる構造とすること。
- (3) ポンプ操作盤パネルスイッチに原液配管エア抜き用増速スイッチを設けること。

10 その他

- (1) 本装置での泡消火作業は、ポンプ室左右の水ポンプ前方側吐水口を使用し、ボタン操作により、容易に泡放射と水放水の切替が可能な配管構造とする。なお、隊員の現場で操作性及び誤操作防止のためにも、消火泡吐出口をセパレートで設ける方式は不可とすること。
- (2) 泡放射中、水ポンプ後方側の吐水口からは、水のみ放水ができる構造とし、その流量については左右多目的液晶ディスプレイ内に表示すること。
- (3) 圧縮空気泡消火装置（コンプレッサー、混合装置等）は全てポンプ室内に収納し、速消ボックスや後部シャッターボックス等各ボックス内のスペースをつぶすことなく、ホースや資機材を積載できること。
- (4) 圧縮空気泡消火装置は自然水利、有圧水利、タンク水利とも使用できること。
- (5) 本車両に搭載される圧縮空気泡吐出装置（C A F S装置）については、公表性能の保

障、品質確保を証明するために、(財)日本消防設備安全センターによる評定試験に合格したことものであること。

- (6) ポンプ操作盤前部の底板は、内側向きに傾斜をつけ、留水をしない構造とすること。
(別途協議)

第11 水槽

- 1 水槽はポンプ室上部前方に設け、容量600L入り水槽とする。
- 2 材質については、軽量化を図るとともに、腐食防止の観点から、FRP製とする。
- 3 水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし車体に固定されていること。
- 4 積水口は左右に設けること。(65mm、シャットオフバルブ付、内部ストレーナー付)
- 5 オーバーフローパイプを設けること。
- 6 水量計を左右に設けること。内部には浮子を入れ、側部に目盛を表示し水量を分かり易くすること。また、ポンプ操作盤内にタンク残量が表示できること。
- 7 タンク吸水口については、電動コックを使用し左右ポンプ操作盤パネルスイッチで操作可能にすること。なお、非常時は車外よりコック操作が可能なこと。
- 8 水槽上部にマンホールを設け、メンテナンスが容易に行えること。
- 9 ドレン操作が行えること。
- 10 水槽保護の観点から、タンク吸水コックが開いている状態で、中継コック、吸水口コックを開いた場合は、自動的にタンク吸水コックが閉じる構造とする。
- 11 ポンプへのタンク水引き込みを迅速に行えるよう、タンク吸水コックを開けると、自動的に真空ポンプが作動する構造とする。
- 12 ドレンとは別にタンク水取り出し口を設けること。(取り付け位置及び形状については、別途協議)
- 13 車両側面から容易に水道ホースを接続してタンク水を補給できること。(金具については、別途協議)

第12 塗装

車両は充分錆落としの上、プライマー、パテ、サフェーサにより下地処理を行い、充分乾燥させ赤色ハイソリッドウレタン塗装(モリタレッド)により3回以上の塗装を行うこととし、納入後1年以内に塗料部分及びメッキ部分等に変色、亀裂、はがれ、浮き上がり等が生じた場合は、受注者において再塗装及び再メッキ処理を行うこと。

1 下地塗装

- (1) 完全な錆落とし、洗浄、防錆処理を行うこと。
- (2) 下地塗装は、上塗塗料に適合したものを十分考慮した上で塗装すること。

- (3) 鋼板の結合部は、組立前に錆止塗装をすること。
- (4) 組立後、車体骨組部及び鉄板内側に再度防錆処理を行うこと。
- (5) サンダー跡、ゆがみ等を完全に処理し、塗装後に目立つことがないようにすること。

2 上塗塗装

- (1) 下地塗装が十分に乾燥した後に行うこと。
- (2) 仕上げ塗装後、細目ペーパー等により塗装面を滑らかにすること。
- (3) 塗料のたれ、むら、飛び散り等が無いように仕上げること。

3 塗装箇所及び塗装色

- (1) 車両全般は、朱色に塗装すること。(アルミ編板部は除く)
 - ア キャビン (フロントバンパー・赤色警光灯取り付け台等含む)
 - イ 車体部 (リアバンパー等含む)
 - ウ アルミシャッター部分は別途協議すること。
 - エ その他 (当本部が指定する部分)
- (2) 車両の下回り及びタイヤハウス内は、黒色に塗装すること。
- (3) キャビン内は、シャシメーカー標準色とする。
- (4) 収納ボックス内は、シルバーとすること。
- (5) 三連梯子昇降装置は、銀色に塗装すること。
- (6) 必要な部分については、メッキ加工を行うこと。
- (7) その他の部分の塗装については、当本部担当員と協議して指示を受けること。

第13 記入文字

次の各箇所に車両標示文字 (デザイン・マーク・ライン等含む) を施すこと。また、車両標示文字のペイント及びシール剤の貼り付けを行う場合は、事前に型紙等による仮合わせを行い、当本部担当員に連絡し確認を得ること。なお、車両標示文字 (シール材) が容易に剥がれないように必要な措置を講じておくこと。字体は、丸ゴシック体とすること。

1 キャビン前部ドア (両側面)

- (1) 記入文字 別途指示
- (2) 字体 別途協議
- (3) サイズ 別途協議
- (4) 文字色 別途協議
- (5) 記入方法 カッティングシート
- (6) 位置 別途協議

2 キャビン後部ドア (両側面)

- (1) 記入文字 別途指示
- (2) 字体 別途協議
- (3) サイズ 別途協議
- (4) 文字色 別途協議
- (5) 記入方法 カッティングシート
- (6) 位置 別途協議

3 標識灯

- (1) 記入文字 別途指示
- (2) 字体 別途協議
- (3) サイズ 別途協議
- (4) 文字色 別途協議
- (5) 記入方法 カッティングシート
- (6) 位置 別途協議

4 シャッター (両側面)

- (1) 記入文字 別途指示
- (2) 字体 別途協議
- (3) サイズ 別途協議
- (4) 文字色 別途協議
- (5) 記入方法 カッティングシート (蛍光)
- (6) 位置 別途協議

5 車両前部

- (1) 記入文字 別途指示
- (2) 字体 別途協議
- (3) サイズ 別途協議
- (4) 文字色 別途協議
- (5) 記入方法 カッティングシート (蛍光)
- (6) 位置 別途協議

6 車両後部

- (1) 記入文字 別途指示
- (2) 字体 別途協議
- (3) デザイン 別途協議
- (4) サイズ 別途協議
- (5) 文字色 別途協議
- (6) 記入方法 カッティングシート (蛍光)

(7) 位置 別途協議

7 キャビン屋根部 (対空表示)

(1) 記入文字 別途指示

(2) 字体 別途協議

(3) サイズ 別途協議

(4) 文字色 黒色 (下地白)

(5) 記入方法 ペイント

(6) 位置 別途協議

8 その他

(1) 各操作部 (ハンドル、レバー、スイッチ等) には、名称および操作方法等を明記すること。

(2) 現運用車両(京都830そ503)については、現運用車両名のカッティングシートを剥がし、予備車両名を貼り付けること。(別途協議)

第14 消防用無線通話装置移設及び車両動態位置管理装置移設

消防用無線通話装置及び車両動態位置管理装置一式は、現有車両積載のものを移設すること。現予備車両から現運用車両、現運用車両から新車への玉突き工事とすること。

1 消防用無線通話装置移設 (以下「無線電話装置」という。)

当車両と当本部が指定する2台の車両の合計3台を交えた無線電話装置一式を移設すること。ただし、当車両の配線、スピーカー、空中線及びハンドセットは、新品とする。

無線電話装置の取り付けを、無線取扱業者と十分に協議を行ったうえで、指定の場所に取り付け、配線工事を行うこと。(取り付け位置については、別途協議)

また、消防救急デジタル無線、基地局、車載局のID変更作業の詳細にあつては別途協議とする。

(1) 取り付け機器

ア 無線電話装置

無線電話装置 本体	1台
-----------	----

イ 構成機器

a ハンドセット (新品)	3個
---------------	----

b 外部スピーカー (内・外) (新品)	3個
----------------------	----

c 空中線 (新品)	1本
------------	----

d 外部スピーカー (内・外) 切り替えスイッチ	2個
--------------------------	----

e その他構成機器等	一式
------------	----

(2) 取り付け方法等

- ア キャビン内に無線電話装置本体及びハンドセット（取り付け金具含む／1個）を取り付けること。（取り付け位置については、別途協議）
- イ 無線電話装置の電源配線は、バッテリーからDC／DCコンバーターを介して接続配線すること。
- ウ キャビン内に車内用外部スピーカー（1個 P810）を取り付けること。（取り付け位置については、別途協議）
- エ ポンプ室左右にハンドセット（取り付け金具含む／1個×2）を防水に考慮し取り付けること。また、外部・内部の切り替えスイッチ及びAVM操作ボタンを設け、その上部に車外用外部スピーカー（1個×2）を取り付けること。（取り付け位置については、別途協議）
- オ キャビン屋根部に空中線を取り付けること。また、空中線は取り外して交換できる構造とし、浸水防止加工を施すこと。
- カ デジタル無線機用空中線ケーブル及び空中線を設置し、作業上必要と認める箇所については点検口等を設けておくこと。
- キ 無線電話装置の雑音（無線障害）を防止するため、雑音発生源となる箇所にノズルフィルター等の処置を施すこと。
- ク 上記以外の詳細については、別途協議し指示する。
- ケ 上記の設置・登録・申請等に係る費用は、すべて受注者負担とする。

2 車両動態位置管理装置（AVM）

当車両と当本部が指定する2台の車両の合計3台を交えた車両動態位置管理装置一式を移設すること。

また、車両動態位置管理装置の移設については、指定業者の「沖電気」と十分に協議を行ったうえで取り付け、配線工事を行うこと。

（1）取り付け機器

ア 車両動態位置管理装置 本体（沖電気製）	1台
イ 構成機器	
（ア）GPSアンテナ	1式
（イ）車載用アンテナ（位置情報送信用）	1式
（ウ）車速センサー	1式

（2）取り付け方法等

- ア 握棒（ステンレス製）に上下左右可動式の車両動態位置管理装置本体を取り付けること。
- イ キャビン内のダッシュボード付近にGPSアンテナ及びキャビン屋根部に車載用アンテナを取り付けること。（別途指示する）

ウ 無線電話装置横にAVM端末装置を取り付けること。

エ 上記以外の詳細については、別途協議し指示する。

3 その他

消防用無線通話装置に音量調整可能な装置を設けること。(別途協議)

第15 その他

- 1 設計時に構造上、車両重量または後軸荷重オーバーを避けられない場合は本部の承認を得た場合のみ、構造変更を可能とする。
- 2 本仕様書中に商品名を指定しているものでモデルチェンジによる型番の変更及び製造が中止になった場合は、当本部と協議した後、同品の後継品または、同等品への変更を行うこと。
- 3 別表に記載されている資機材等を積載すること。なお、配置については、別途協議すること。
- 4 各資機材はベルト等で転落、脱落しない処置を講じること。
- 5 各種資機材収納庫内は、容易に排水できる処理を施すこと。

1 備えなければならない附属品

品名	数量	規格等	備考
吸管	2本	75mm×10m LF-RS	1本は分割タイプ
吸口ストレーナー	2個	合成樹脂製	
吸管ストレーナー	2個	ストレーナーちりよけ籠一体式(75mm)	ヒッパラ-媒介付
低水位ストレーナー	1個	流線型 差込式オス型	
吸管枕木	2個	ゴム製	
吸管ロープ	2個	φ12mm×15m	
採水用パッキン	10枚		
消火栓金具	2個	呼称75メスネジ×呼称65差込メス	
消火栓開閉金具	1式	日之出 106型バルブ	
防火水槽蓋開け	2個		
スリース弁キー	1本	木馬 G3-1000	
吸管スパナ	2本	φ75mm用	
管鎗(65mm)	2本	PP-65・EXS・S 短管・持ち手・背負いバンド付	ショートタイプ
管鎗(50mm)	2本	PP-50・EXS・S 短管・持ち手・背負いバンド付	ショートタイプ
ノズル(可変噴霧)	各2個	YONE ダブコンマークⅡ(65)・(50)	
放口媒介金具	2個	呼称65メスネジ×呼称65差込オス	スイベル
放口媒介金具	2個	呼称65メスネジ×呼称50・65mmオス マルチ式	スイベル
中継口媒介金具	2本	呼称65メスネジ×呼称65差込メス	
とび口	2本	グラスファイバー製	
金てこ	1本		
剣先スコップ	1丁	グラスファイバー製	
ホース延長資機材	1台	電動アシスト式ホースカー(最新型)	工作は別途協議
三連はしご	1脚	KHF L-CT87	
車輪止め	2対	中型サイズ(ゴム製)	
消火器	1本	20型蓄圧式	ヤマト製
ポンプ工具	1式	ポンプメーカー標準品	
ホース	30本	口径65mm、長さ20m	宇治市仕様

2 軽微な変更として備えることができる附属品

品名	数量	規格等	備考
タイヤチェーン	1式		
分岐管	2個	WB-65MC(メス65、オス65:50マルチ)	
ホースブリッジ	2組	コンパクトブリッジ	
発電機	1台	ホンダ EU9i	
コードリール	1個	ハタヤ 30m	
スタンドパイプ	1個	YONE 双口バルブ付き(不動型)	
特殊ノズル	2個	フリップチップ 40mm NV-40FTS.S	

3 補助加算・控除取付品及び附属品

品名	数量	規格等	備考
ホースカー昇降装置	1基	電動油圧昇降装置	
吸管巻取装置	1基	手動吸管双方向巻取装置	

空気呼吸器取付装置	1 式	後部座席：跳ね上げ式 スマートドック 3 基 助手席：レスキューシート 1 基	
圧縮空気泡吐出装置	1 式	C A F S 装置	
消防専用電話	1 個	既存消防車からの移設	控除
空気呼吸器本体及び面体	4 基	ライフゼム A1-12 (ACTハーネス・C X面体付)	宇治市仕様
携帯警報器	4 個	ドレーゲル社 ボディーガード1000	
空気ボンベ	9 本	4. 7 L×6 本 6. 8 L×3 本	宇治市仕様

4 補助対象外取付品及び付属品

品名	数量	規格等	備考
ポンプ圧力計	2 個	3. 5MPa	
ポンプ連成計	2 個	1. 5MPa-0. 1MPa、リタード型	
エンジン回転計	1 個	シャシ固有	
エンジン油温計	1 個	シャシ固有	
赤色点滅灯・作業灯・標識 灯 (ハイルーフ一体型)	1 式	ハイルーフ一体型 (作業灯：両側面 MYS W-L600H-W付) 付属装置一式	
赤色点滅灯 (前部)	1 式	ウイレン製 M4FC24	
赤色点滅灯・作業灯 (側面)	1 式	左右作業灯及び赤色点滅灯一体型 (左2以上、 右2以上) ウイレン製 M6V2CR24	
赤色点滅灯・作業灯 (後部)	1 式	左右作業灯及び赤色点滅灯一体型 ウイレン製 M9V2CR24	
照明灯	2 個	佐藤工業所SP-Q14 Compact (保護枠及びポール付) ボディ上部左右 (各1)	
後退警報器	1 式	シャシ固有	
電動サイレン	1 式	赤色警光灯組込み	
10連スイッチ	1 式		
電子サイレンアンプ	1 式	TSKD152または同等以上の性能のも の、マイク及び付属装置一式	
GPSナビゲーションシ ステム	1 式	ナビ最新型 (パナソニック社製 (CN-H A02D) と同等又はそれ以上のものとする)	
ドライブレコーダー	1 式	ドライブレコーダーは最新のものとし、衝撃 や加速度を検知して自動的に記録すること。 また、SDカード等の記録媒体の容量は最大 容量のものとする。	
ハイルーフ	1 式	キャブバック、センタールーフコンソールボ ックス付	
真空計	1 式		
流量計	1 個	毎分放水量を表示するものをポンプ室左右側 板の計器盤上に設ける	
積算流量計	1 式	デジタルで表示するものをポンプ室左右側板 の計器盤上に設ける	
積水口	左右	開閉コック付き	
キャブチルト装置	1 式	メーカー指定品 (エンジンルーム照射灯付)	
オイルパンヒーター (バッテリー充電兼用)	1 式	オイルパンヒーター用コンセント (マグネッ ト式コンセント、キャップ付)	

		バッテリー充電機能一体型、ズボラ方式とする。	
スタッドレスタイヤ	1式	アルミホイール付7本（スペアタイヤ1本含む） 通常のラジアルタイヤのホイールも全てアルミホイールとする。	
ホイールハウス	左右	ステンレス製フック付（支点）	別途協議
張り出しバンパー	2個	前後牽引フック	別途協議
弁慶	1個	SR511-1211	
投光器	1台	ノマド（予備バッテリー付き）	
消防活動標示板	1	現行の当本部と同様	
中継ロストレーナー	2個	65mm	
防爆ライト	3個	バルカン180ファイヤー または同等以上の性能のもの	
可搬式投光器	2個	ジェントスGZ-314	
LED 合図灯	2個	検問合図等 JAZシリーズ V40	
ボルトクリッパー	1個	絶縁ボルトクリッパーZBC	
二つ折り梯子	1台	ステンレス製・折りたたみ式 KS-2-42	ステンレス製
エンジンカッター	1台	（別途協議）ダイヤモンドブレード	予備刃付 3枚
チェーンソー	1台	（別途協議）	予備チェーン付
チェーンソー用防護服	1着		
ガソリン携行缶 5L	1個	消防法適合品、後部シャッター内収納可能なサイズ	
ハンドマイク	3個	TS-523R（電池、ショーツトラップ付）	取付は1個
ホースバッグ	4個	FS JAPAN RS-W-02	
ホースバッグ	4個	ブルーレスキュー BE010	
救助用縛帯	1個	ペツルピタゴールC80BR	
滑車	3個	PL-75W	
カラビナ中	3個	KA12K-S	
カラビナ小	10個	KA102W-S ダブルストッパー式 7.5回転	
三角コーン	4個	蛇腹式ライト付（電池付）	
三角停止版	1個	JTT-50	
異型媒介金具	4個	50差込メス×40差込オス	
グラスカッター	1個	WGM-3	
レスキューミ-	1個		
工具	1式	KTCセット SK3562WZ	
スケール	1個	50m	
メジャー	2個	5.5m	
ダルマジャッキ	1個	MHC1TL	
訓練旗・赤旗・白旗	各1本	簡易なタイプ（木製、竿付）	
スローバック	5個	モンベル社製	
浮環	1個	P-136K型	
折りたたみバケツ	1個	ローブ付き	
ホースバンド	5個		
夜行チョッキ	5着	PIKA-80 蛍光イエロー	
ライフジャケット	5着	BSR-905（本部名を明示すること） サイズ別途協議	船検対応品
防水シート	2	通常汎用品（3.6m×5.4m）	カーキ色

可搬ウィンチ	1基	チルホール TU-16型	
張力計	1基	TMD-N3000	
ワイヤーロープ	1式	専用ワイヤー 11.7mm×20m×1本 玉かけワイヤー 12mm×2m×1本 台付ワイヤー 12mm×3m×3本	
シャックル	各1個	3t用・5t用	
消防章	1個	台座なしで取り付けること（シャシのエンブレム部）	
ずぼら充電機	1式	オイルパンヒーターバッテリー充電兼用	
ロープ	2巻	東京製綱 レンジャーロープ （カラー別途協議）	
ゴム引きホース（10m）	2個		
ロープバック	6個	宇治市消防本部指定品	